

# あすなろ

連絡先：電機労働者懇談会気付 沖電気の職場を明るくする会  
東京都港区新橋4-24-3 エムエフ新橋601号 電話03(6450)1777

紫つゆ草



花言葉：淋しい思い出

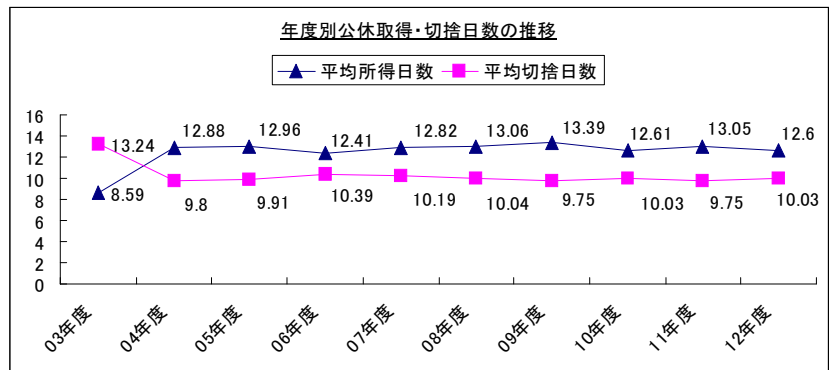
会」は沖電気とその関連などで働く人々が「安心して人間らしく働ける職場」を願って創られました。正規・非正規を問わず誰でも入会できます。略称はOAK。  
《設立1986年》

労働相談は、ホームページの「相談窓口」で常時受け付けています。「沖電気の職場を明るくする会」で検索して下さい。

## 2012年年休取得実績【OKIユニオン資料から】

職群	人員	平均取得日数(日)	6日未満者		実績分布(人)	
			人数	割合	5~9.5日	20日以上
技術	861	12.9	32	3.7%	323	130
SE	450	12.6	50	11.1%	160	79
営業	339	9.7	36	10.6%	189	12
企画管理	333	13.6	4	1.2%	104	52
製造検査	297	12.7	3	1.0%	112	34
合計	2,280	12.4	125	5.5%	888(38.9%)	307(13.5%)

2011年度年休取得実績						
合計	2,179	13.0	123	5.60%	729(33.2%)	305(13.9%)



## 改善しない長時間労働

### 2012年度時間外労働60時間超過者数

職群	13/3/20 人数	12年度総計	11年度総計
技術	892	980	1,037
SE	469	743	833
営業	347	72	279
企画管理	354	8	15
製造検査	306	163	85
総計	2,368	1,966	2,249

- \* HOP勤務者を通常勤務者とみなし集計
- \* 代出の7.75H/日は未カウント
- \* 出向者・休職者・相互出向者は含まない

### ワーク・ライフ・バランス労使目標未達成者数

	2012年度	2011年度	2010年度
時間外労働 60時間超過者	1,966	2,249	1,708
年休所得日数 6日未満者	125	123	146

職場の声は切実です。12年は大型案件があり、長期間にわたる長時間労働が発生。特例申請が繰り返されるケースもあった。限られたリソース、決められた納期で長時間労働を解消できない状況が発生し、心身に大きな負担を感じている。(蔵地区) 人員不足によってチーム全員が、6

### 心身に大きな負担



## 長時間労働をなくし心身ともに健康な職場を

この9月は「全国労働衛生週間準備月間」が始まると共に、厚労省は「過重労働重点監督月間」として、集中的な取組を行います。

0時間オーバーの状況が半年近く続き、増員できないと言う職場もある。年間時間外労働800時間と言う36協定の上限に近い組合員が出てきている。(芝浦地区) プロジェクトの切れ目なく仕事が続き、休みをとる事もままならないといった状況がある。(北関東地区)

### 進まない残業削減・年休取得

組合は1993年に年間総労働時間目標を、1800時間に設定したが、11年度で1,941時間(当会調べ)と、いまだに実現されません。労使で掲げる最低限の目標「一ヶ月

### 人員不足は増員で解決を

の時間外労働60H超過者をゼロ、1年間の年休取得日数6日未満をゼロ」も一向に達成できていません。組合の意識調査結果では、年休がほとんど取れていないのが約2割、労働時間が長すぎるのが約3割になっています。これに対し会社は「代休を取得せず、年休も取得できないのは憂慮すべき状態」と言うものの、「上司と相談し、どう対処するか現場で考えること」と解決する姿勢が感じられません。

職場の声に真剣に耳を傾け、恒常的な長時間残業や年休の取得困難な職場については、個々人の意識や現場任せにしないで、経営トップが全社をあげて取り組むことが求められています。何よりも増員で解決することを基本的にすることが求められています。



ブラック企業がマスコミで取り上げられています。ブラック企業とは、入社を勧められない労働搾取企業を指し、労働法や法令に抵触し、またはその可能性があるグレーゾーンな条件での労働を意図的・恣意的に従業員に強いたり、従業員の健康面を無視した極端な長時間労働(サービス残業)もしくはパワーハラスメントという暴力的強制を常套手段としながら非合理的負担に従業員に与える体質を持つ企業を指す▼厚生労働省は9月1日無料電話を設置したところ1000件を超える相談が寄せられた。七割が本人からその半数が二十〜三十代の若者だった。内容は賃金不払残業、長時間・加重労働、パワーハラなどで「月100時間超の残業をしているのに、手当が3分の1しか払われない」「深夜三時まで働いても年休取得を認めてもらえず、売上が悪いとたたかかれる」と言った深刻な相談もあった▼厚労省は9月を集中監督月間に指定し、離職率の極めて高い企業や労基法違反が疑われる企業を立ち入り調査をする▼厚労省の相談は昼間だけでありブラック企業の働かせ方を考

えると相談件数は氷山の一角で多くの若者が過労死寸前の働かされ方をさせられている。名ばかり店長、長時間労働、パワーハラでのうつ病、過労自殺など、若者を使い捨てにしているのでは日本の将来はない。

